

隠岐の島町総合体育館の使用にあたって

○必ず使用前に、使用許可申請書に必要事項を記入の上、提出して下さい。

※使用年月日、使用団体、連絡先、使用場所、照明の有無、人数など

○体育館の利用で設備(音響・照明、可動席シャワー等)を利用する場合は、事前時に体育館職員と相談して下さい。

○屋内用シューズ若しくは備付けのスリッパに履き替えて下さい。

※トイレは専用スリッパに履き替えて下さい。

○アリーナ以外でボールなどの使用はしないで下さい。

○使用許可申請書に記入した設備・場所以外へ、無許可で立ち入らないで下さい。

※別途使用料が発生いたします。

○窓・ブラインドの開閉は、体育館職員へ申し出て下さい。

※無断で開閉し、故障等がおこった場合は弁償していただく場合があります。

○所定の場所以外での喫煙は絶対に行わないで下さい。火災の原因となります。

※1F自動販売機横外 1箇所

○原則として、アリーナ・幼児体育室・ステージでの飲食は禁止です。

※但し活動中の水分補給については、事前に体育館職員と相談し、場所を設けるなどの措置を取って下さい。

○ラインテープの貼り付けや壁への貼り紙などは、体育館職員へ申し出て下さい。

※ラインテープの種類・壁紙によっては貼り付けを許可しない場合がございます。

○その他、当施設の管理運営上支障をきたす行為はしないで下さい。

○貴重品の管理は各自でお願いいたします。

※被害にあわれた場合は、当施設は責任を負いかねますのでご了承下さい。

○施設・設備等の破損が起こった場合は、速やかに体育館職員に申し出て下さい。

○活動終了後は清掃を行い、使用した用具等は、必ず元の場所に整頓して下さい。

○次の団体に迷惑がかかりますので、使用終了時間は厳守して下さい。

※片付け・清掃の時間も考慮して活動してください。

○キャンセルされる場合は2日前までであれば、使用料は発生いたしませんので、

お早めにご連絡下さい。

※2日前までとは、利用当日、利用1日前（ここまで使用料発生）となります。

※1日前、当日キャンセル、また無断で不使用の場合も予約している会場の料金をいただきます。

上記事項が守られない場合や、体育館職員の指示に従わない場合は、利用を中止させていただくこともございます。ご注意ください。